

7月30日は 長浜市議会議員 一般選挙の投票日

【選挙区と定数】

今回の選挙に限り、選挙区が定まっています。

各選挙区および定数は次のとおりです。

- 第1選挙区 合併前の長浜市の区域（定数19人）
- 第2選挙区 合併前の浅井町の区域（定数5人）
- 第3選挙区 合併前のびわ町の区域（定数4人）

【投票できる人】

次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人
住所要件

平成18年4月22日以前に転入届がなされ、
引き続き3ヶ月以上長浜市に住んでいる人

年齢要件

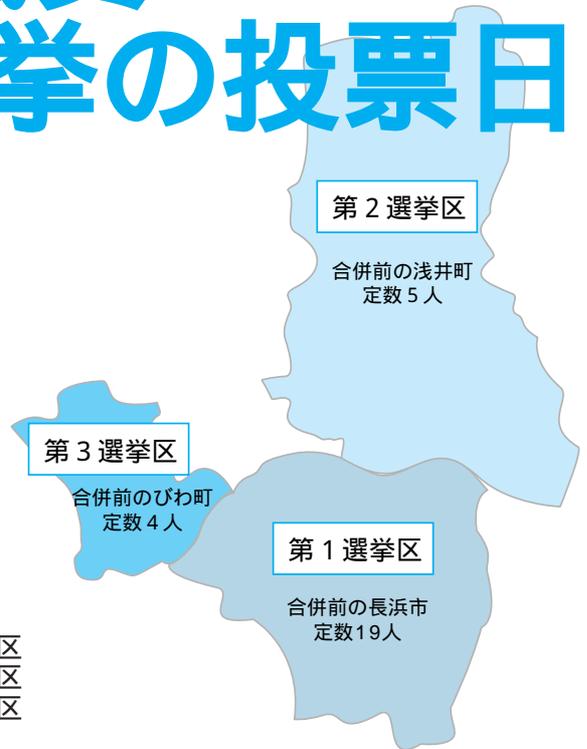
昭和61年7月31日以前に生まれた人

選挙区（平成18年7月22日現在の住所）

合併前の長浜市の区域に住所を有する人 第1選挙区

合併前の浅井町の区域に住所を有する人 第2選挙区

合併前のびわ町の区域に住所を有する人 第3選挙区



【期日前投票】

7月24日(月)～7月29日(土)の午前8時30分～午後8時

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など何らかの用事で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

投票場所 長浜市役所本庁 合併前の長浜市の区域に住所を有する人
長浜市役所浅井支所 合併前の浅井町の区域に住所を有する人
長浜市役所びわ支所 合併前のびわ町の区域に住所を有する人

期日前投票のできる場所は住所地で異なりますので、投票所入場整理券でご確認ください。

投票所入場整理券は7月22日に発送します

【郵便等による不在者投票】

身体に重度のしょうがいのある人や、介護認定で「要介護5」と認定された人は、自宅で郵便等による不在者投票をすることができます。郵便等による不在者投票をするには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けていただいたうえで、市選挙管理委員会事務局へ投票用紙を請求してください。

また、投票用紙の請求は期限がありますので、お早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

《代理記載制度》

郵便等による不在者投票ができる人のうち、自身で投票用紙に記載することができない人は、事前に市選挙管理委員会へ届け出た人に投票に関する記載をさせることができます。代理記載ができる場合の条件や手続きなど、くわしくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。

【病院等における不在者投票】

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所されている人は、当該施設で不在者投票ができる制度があります。施設での不在者投票を希望される人は、施設の職員にお申し出ください。

選挙についてのお問い合わせは、市選挙管理委員会（☎ 65 6 5 0 3）へ。

ながはまの 未来を築く この1票